

# 国民健康保険山城病院組合手数料徴収条例

昭和 42 年 9 月 12 日

組 合 条 例 第 8 号

改正 昭和 48 年 12 月 10 日組合条例第 3 号  
昭和 49 年 12 月 27 日組合条例第 6 号  
昭和 54 年 3 月 5 日組合条例第 1 号  
昭和 55 年 12 月 25 日組合条例第 1 号  
昭和 57 年 10 月 1 日組合条例第 1 号  
昭和 61 年 3 月 11 日組合条例第 5 号  
昭和 62 年 3 月 27 日組合条例第 2 号  
昭和 63 年 8 月 10 日組合条例第 1 号  
平成 5 年 3 月 12 日組合条例第 4 号  
平成 7 年 3 月 24 日組合条例第 5 号  
平成 9 年 4 月 17 日組合条例第 2 号  
平成 21 年 2 月 17 日組合条例第 5 号  
平成 23 年 7 月 13 日組合条例第 2 号  
平成 26 年 2 月 20 日組合条例第 1 号  
平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 4 号  
平成 31 年 2 月 6 日組合条例第 2 号  
令和 5 年 2 月 9 日組合条例第 3 号  
令和 8 年 2 月 24 日組合条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、国民健康保険山城病院組合（以下「組合」という。）が行う事業について、その手数料を徴収その他必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第 2 条 手数料の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 文書手数料

文書手数料については、別表第 1 の額に、消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する税率を乗じて得た金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てる。

(2) セカンドオピニオン手数料

セカンドオピニオン手数料については、別表第 2 の額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てる。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下この号及び次号において「法」という。）第 76 条の規定による開示の請求（以下この号において「開示請求」という。）に係る手数料

法第 89 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書 1 件につき 300 円とする。

(4) 法第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）の利用に係る手数料

ア 法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(ア) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円

(イ) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

イ 法第 119 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(ア) 次号に掲げる者以外の者 法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(イ) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

(5) 前各号に定めのない手数料

前各号に定めのない複写等にかかる手数料については、管理者が別に定める額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てる。

（手数料の徴収）

第 3 条 組合において、前条に規定する文書の交付等を受ける者は、この条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行に必要な規程は、管理者がこれを定める。

附 則(昭和 48 年 12 月 10 日組合条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 12 月 27 日組合条例第 6 号)

この条例は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 5 日組合条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年 12 月 25 日組合条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 10 月 1 日組合条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 61 年 3 月 11 日組合条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 27 日組合条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 8 月 10 日組合条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 12 日組合条例第 4 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 24 日組合条例第 5 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 17 日組合条例第 2 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 17 日組合条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 13 日組合条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 20 日組合条例第 1 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 6 日組合条例第 2 号)

この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 9 日組合条例第 3 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 2 月 24 日組合条例第 2 号)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

## 文書手数料

件名	単位	料金
普通診断書	1 通	3,000 円
健康診断書 (初診療を含むとき)	1 通	3,700 円
死亡診断書	1 通	5,000 円
死体検案書	1 通	5,000 円
自賠責保険明細書及び診断書	1 組	5,000 円
交通外傷診断書	1 通	3,000 円
入院・通院証明書	1 通	5,000 円
身体障害者手帳に関する診断書	1 通	5,000 円
特殊診断書	1 通	5,000 円以上
分娩費・出産手当請求書に関する証明	1 通	1,500 円
診療費納付額領収証明書	1 通	1,000 円
普通証明書	1 通	3,000 円
出生証明書	1 通	3,000 円
診療録開示	1 件	1,000 円 (コピー代等別途)
診察券再発行	1 通	100 円

別表第 2 (第 2 条関係)

## セカンドオピニオン手数料

件名	時間	料金
セカンドオピニオン手数料	最初の 40 分間	8,000 円
	以後 30 分ごと	5,000 円